

受動喫煙対策

※2019年7月からすでに**公共機関(学校・医療機関・行政機関等)**は**原則敷地内禁煙**となっています。

2020年4月から**受動喫煙対策**が
様々な施設で**スタート**しました！



多くの施設で
原則
屋内禁煙



20歳未満の方は
喫煙エリアへの
立入禁止



屋内喫煙は
喫煙室限定

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が
必要



喫煙室には
標識掲示が
義務付け

吸わせないで!!
たばこの煙

たばこの煙は健康被害(肺がん・虚血性心疾患・脳卒中
乳幼児突然死症候群等)をもたらすことがあります。

身近な人(家族・ご近所の方)が、たばこの煙に苦しんでいます。
ベランダや庭、窓を開けての喫煙は、近隣にも広がります。

喫煙をする際には、周囲への配慮を忘れずに！

